

窓口に来た人の本人確認書類

(国民年金 2024.12)

A群	顔写真の貼付されたもの (1点で確認・有効期限内のもの)	B群	2点以上の書類で確認 (有効期限内のもの)	C群	A群・B群の書類で確認できないやむを得ない場合は、3点以上での確認
1	マイナンバーカード (個人番号カード) ※H24.4.1以降に交付されたもの 2 運転免許証 3 運転経歴証明書 ※H24.4.1以降に交付されたもの 4 旅券 (パスポート) 5 住民基本台帳カード 6 在留カード、特別永住者証明書 7 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 8 官公署等の発行した資格証明書 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証 (警備員に関する検定の合格証) 9 前各号以外の官公署が発行した免許証、許可もしくは資格証明書または官公署がその職員に対して発行した身分証明書	1	基礎年金番号通知書、年金手帳 2 公的年金(企業年金・基金を除く)の年金証書、恩給等の証書 3 日本年金機構が交付した通知書 (年金額改定通書・年金振込通知書等) 4 被保険者証、高齢受給者証、資格証明書、資格確認書 ・国民健康保険 ・後期高齢者医療 ・船員保険 ・被用者保険 (協会けんぽ、共済組合 等) 5 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給者証 6 介護保険証、障がい者等医療証 7 ひとり親家庭等医療受給者証 8 自立支援医療受給者証 9 精神障害者保健福祉手帳 (顔写真無) 10 限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 11 学生証・社員証 (顔写真付) 12 生活保護受給者証 13 印鑑登録証明書 14 住民基本台帳カード (顔写真無) 15 官公署等が発行した身分証明書 (顔写真無) 16 その他市長が適当と認めるもの	1	預金通帳 2 キャッシュカード、クレジットカード 3 医療機関の診察券 4 期限切れの被保険証、高齢受給者証、資格証明書、資格確認書 (B群4に該当するもの) 5 資格情報のお知らせ ※国民健康保険 6 公共料金領収書 7 公共機関からの郵便物 8 アパート等の契約書 9 A群で有効期限切れのもの 10 雇用保険受給資格者証 11 その他市長が適当と認めるもの ◆ C群2点=B群1点とする

- ◆ 通知カードについては、いずれにも該当しない (本人確認使用不可)。
- ◆ マイナンバー法に基づく届け出の本人確認書類には、C群は使用できません。

代理人が来庁する場合の確認書類

◆ 代理人が来庁する場合、委任状及び代理人の本人確認書類

◆ 委任状が作成できない場合、委任状が作成できないことを確認できる書類

【心身に障がいがある方の場合】

- ・身体障害者手帳
- ・要介護認定の通知書
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳 ほか

【施設に入所している、医療機関に入院している方の場合】

施設長・医療機関長の証明または診断書（写し可）

◆ 施設・療養機関職員等が相談する場合、施設長・医療機関長の証明または診断書（写し可）に加えて、以下の書類を提出

家族からの相談依頼文書または、本人に代わって家族が相談することができない状況の申立書

※次の1～3のいずれかの状況が記された任意の用紙

- 1 家族がいないか、または家族がいることが確認できない
- 2 家族の所在が不明である
- 3 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない